

(申請書2枚目) 記入例・注意事項

子どものための教育・保育給付認定申請書(2号・3号) 兼 保育施設等利用申込書 2/3

1. 利用希望する期間と保育必要量について(共通)

利用希望する期間	令和8年 4月 1日から 小学校就学前まで	利用希望する 企業主導型保育施設名	※企業主導型保育施設の利用を希望する場合のみ記入してください。
保育必要量	☒ 標準時間(11時間) ☐ 短時間(8時間)	認可保育施設の利用をご希望の場合、 各月1日からの利用になります。 企業主導型保育施設の利用をご希望の 場合は、①利用開始日、②要件発生 日、③提出日の最も遅い日からの認定 となります。	は、父母ともに「月120時間以上の就労・就学・疾病・ に該当することが必要です。 、父母の一方または両方が「月120時間未満の就労・就 る場合」のいずれかに該当することが必要です。ただし、 施設の保育短時間の時間帯によ 未見学でも申込は可能ですが、入所決定 までに必ず見学をお願いします。

2. 利用希望する施設等について(認可保育施設を利用希望する場合)

利用希望する 保育施設名 ※最大で第3希望ま で記入することができます。	第1希望	××××保育園	見学 状況	☒ 見学済(令和7年11月) ☐ 見学予定あり(月 日) ☐ 1号利用中 ☐ 一時預かり利用中 ☐ 見学予定なし	きょうだいの 在園状況	☐ あり ☒ なし
	第2希望	××××こども園	見学 状況	☒ 見学済(令和7年10月) ☐ 見学予定あり(月 日) ☐ 1号利用中 ☐ 一時預かり利用中 ☐ 見学予定なし	きょうだいの 在園状況	☐ あり ☒ なし
	第3希望	××××保育所	見学 状況	☐ 見学済(年 月) ☒ 見学予定あり(12月 1日) ☐ 1号利用中 ☐ 一時預かり利用中 ☐ 見学予定なし	きょうだいの 在園状況	☐ あり ☒ なし
きょうだい同時申請の場合 ※A～Dのうち、いずれかを選択してください。						
A ☐ 同月、同施設を希望。 B ☐ 同月入所であれば、別施 C ☐ 別月の入所でも良いが、 D ☐ 別月の入所、別施設でも 最大第3希望まで希望することがで きます。全て記載する必要はありま せんので、決定した場合に通えない 施設は記入しないでください。						
Bを選択した場合 ※未記入の場合、きょう だい同園を優先します。						
【参考】 ①を選択した場合 ⇒きょうだい別園になるが、希 望順位が高いA園とB園に決定。 ②を選択した場合 ⇒希望順位は低いですが、同園で入 園できるC園に決定。						
第1希望～第3希望の 施設に決定しなかった場合 ※該当する項目を選択してください。						
□第1希望～第3希望以外で空きがある施設の案内を希望する。 (申込初月のみ。それ以降は問い合わせ時のみ案内。) □同施設希望のまま空きを待つ。 (年度内において、保育の必要性が認められる期間内は毎月利用調整を行います。) □育児休業を延長する。 (延長後の入所選考が不要な場合は、取下届の提出が必要です。) □別の施設を利用しながら空きを待つ。 利用予定の施設() □その他()						
【注意事項】 ・希望する保 ページでご確 ・空きのない 月の入所決定は難しい可能性が高いことをご理解ください。 ・利用調整(選考)により、第2希望や第3希望の保育施設に決 定する場合があります。第1希望の保育施設以外希望がない場合 は、第2希望・第3希望は記入しないでください。 ・利用調整(選考)により、第2希望や第3希望の保育施設に決 定する場合があります。第1希望の保育施設以外希望がない場合 は、第2希望・第3希望は記入しないでください。 ・利用調整(選考)により、第2希望や第3希望の保育施設に決 定する場合があります。第1希望の保育施設以外希望がない場合 は、第2希望・第3希望は記入しないでください。 きょうだいで申込をする場合、必ずご 記入ください。 記入がない場合、希望に添った選考が 行えない場合があります。						

3. 家庭状況等について(認可保育施設を利用希望する場合)

家庭の状況		☐ ひとり親世帯 ☐ 障がい者がいる世帯 ☐ 生活保護世帯	事由 障がいがある方の氏名 ☐ 里親世帯	☐ 離婚 ☐ 死亡 ☐ その他 事由の発生日 年 月 日 児童との続柄			
祖父母の 状況 ※利用希望月 の1日時点の 状況を記入し てください。	父方	住所	宮崎市××町××番地×		電話番号	0985-××-××××	
		祖父 氏名	宮崎 次郎	年齢	60 歳	状況	☒ 就労 ☐ 病気 ☐ 無職 ☐ 死亡 ☐ 離縁 ☐ その他
	祖母 氏名	宮崎 夏子	年齢	59 歳	状況	☒ 就労 ☐ 病気 ☐ 無職 ☐ 死亡 ☐ 離縁 ☐ その他	
	母方	住所	宮崎市××町××番地×		電話番号	0985-××-××××	
		祖父 氏名	橋 太郎	年齢	58 歳	状況	☐ 死亡 ☐ 離縁 ☐ その他
	祖母 氏名	橋 秋子	年齢	55 歳	状況	☐ 死亡 ☐ 離縁 ☐ その他	

4. 健康保険の加入状況と家族の個人番号について(認可保育施設を利用希望する場合)

申請児童の 健康保険の 加入状況	児童の氏名	宮崎 一郎		申請児童	×××× ×××× ××××
	資格取得年月日	令和7年 1月 1日		父	×××× ×××× ××××
	被保険者氏名 又は世帯主氏名	宮崎 太郎	児童との 続柄	父	×××× ×××× ××××
	保険者名 (全国健康保険協会など)	××××保険協会		母	×××× ×××× ××××
	※健康保険の情報は「資格確認書等」または児童のマイナンバーカード を用いて「マイナポータル」から確認することができます。 ※記入できない場合、上記の情報が分かる書類を別途ご提出ください。			祖父 (同居の場合のみ)	×××× ×××× ××××
				祖母 (同居の場合のみ)	×××× ×××× ××××

【注意事項】

- ・保育料の算定のため、市町村民税の情報が必要です。個人番号により税情報の照会を行う場合があります。
- ・個人番号の記載がない場合や税情報の確認ができなかった場合、保育料が最高額で仮決定になることがあります。その際は、所得課税証明書のご提出をお願いします。
- ・同居の祖父母がいる場合は、祖父母の市町村民税所得割額を利用者負担額(保育料)の計算に含む場合があります。

(申請書3枚目) 記入例・注意事項

子どものための教育・保育給付認定申請書(2号・3号) 兼 保育施設等利用申込書 3/3

受 理 証 (保護者控え)

以下とおり、教育・保育給付認定申請書兼利用申込書を受理いたしました。

※申込書の内容を確認しながら、同じ内容を太枠内に記入してください。(申請者記入)

1. 児童氏名	宮崎 一郎			受付印				
2. 児童生年月日	令和7	年	1		月	1	日	
3. 利用開始希望日	令和8	年	4		月	1	日	
4. 希望施設名称	第1希望	××××保育園				保育時間	標準	・ 短
	第2希望	××××こども園				保育時間	標準	・ 短
	第3希望	××××保育所				保育時間	標準	・ 短
5. きょうだい 同時申請の場合	A ☐ 同月、同施設を希望。 B ☐ 同月入所であれば、別施設でも良い。→下のチェック欄へ進む C ☐ 別月の入所でも良いが、同施設希望。 (次月以降、ほかのきょうだいは、すでに決定した児童と同施設のみの選考となります。) D ☐ 別月の入所、別施設でも良い。							
	Bを選択した場合 ※未記入の場合、きょうだい同園を優先して、入所調整を行っております。			☐ ①きょうだい別園でも、希望順位を優先する。 ☐ ②希望順位が低くても、同園であることを優先する。				

【 注 意 事 項 】

- 以下の同意事項に同意の上、お申し込みいただいております。いま一度、内容をご確認ください。

【同意事項】

- 子どものための教育・保育給付認定(以下「認定」という)にあたり、本市が保有する個人情報及び特
- 申請書等に記載した内容や市が保有する個人情報は、施設等に提供することがあります。また、市が保有する個人情報等に基づき決定した利用者負担額(保育料)や副食費の徴収に関する情報及び実費徴収に係る補足給付に関する情報について利用する施設に対して提示します。
- 第2希望以下の施設等に決定する場合があります。
- 提出した書類の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の書類を提出しなければなりません。
- 子ども・子育て支援法第16条の規定により、提出された書類について、内容の調査・確認をする場合があります。
- 内容に事実との相違がある場合は、申請を却下することがあります。また、認定を取り消し、利用を解除する場合があります。
- 本市が求める現況届の提出がなかった場合は、認定を取り消します。
- 毎月(4月は除く)、一次利用調整の決定児童を除いて二次利用調整を行います。一次利用調整終了後に保育施設の空きが急遽発生する場合があるため、二次利用調整の結果が一次利用調整時の決定順位と異なることがあります。

2枚目に記入された内容を確認しながら、ご自身で控えの作成をお願い致します。窓口で申請される場合には、内容確認後に受領印を押印してお返しします。郵送にて申請される場合には、3枚目は送付せず、ご自身で保管をさせていただきます。ただし、受領印を押印した3枚目の返送を希望される場合には、3枚目と返信用封筒を同封していただければ、返送いたします。

- 保育必要量について、標準時間(11時間)の保育時間を希望できるにも関わらず、短時間(8時間)の保育時間を希望されている場合は、希望した保育必要量で認定いたします。ご希望の際は、申込みの際にお申しつけください。
- 空きのない施設を記入して申し込むこともできますが、希望月の入所決定は難しい可能性が高いことをご理解ください。
- 同居の60歳未満の祖父母がいる場合で、祖父母による保育が可能と判断された場合は、利用調整の中で減点があります。祖父母が保育をできない理由(求職活動は不可)を示す書類を提出いただければ、減点はいりません。
- 利用希望月の前月中旬に利用調整を行います。(4月入所はスケジュールが異なります。)
 - 決定した場合: 決定施設から電話で連絡をいたします。
 - 決定しなかった場合: 保育幼稚園課から電話又は通知でお知らせいたします。
- 希望する施設を変更される(施設の追加や希望順の変更を含む。)場合は、手続きが必要です。「申込園変更願」を記入のうえ、変更を希望する月の前月10日(土日祝の場合は前開庁日)までに保育幼稚園課窓口へ提出、もしくは郵送(郵送の場合必着)していただくか、びったりサービスからお手続きください。様式は、本市のホームページからダウンロードされるか、直接窓口にてお受け取りください。
- 利用したい月の前々月25日頃に本市ホームページにて空き状況の公開を行います。4月の利用を希望する場合は、毎年本市の広報誌やホームページなどでスケジュールをお知らせしていますので、確認をお願いします。
- 申込書は同年度中(3月入所選考まで)は有効です。ただし、保育を必要とする理由が認められる期間内に限ります。
(例) 妊娠・出産の場合、出産後8週間の日が属する月まで有効となります。
- 入所保留の間に「保育を必要とする理由」や「世帯の状況」が変更になる場合には、世帯状況を変更し利用調整を行いますので、変更を希望する月の前月10日(土日祝の場合は前開庁日)までに保育幼稚園課窓口へ該当する書類を提出してください。利用調整の点数が変更になる場合があります。
- 入所決定しなかった場合、入所希望月の前月25日頃に「保育施設入所保留通知書」を発送します。ただし、申込み月の初回の選考後のみの通知となりますので、次月以降も必要な場合はお手数ですが、該当月の前月15日以降に保育幼稚園課へご連絡ください。
- 入所が決定した場合、入所希望月の前月末までに「入所施設内定通知書」、入所月10日頃に「支給認定証」・「保育料決定通知書」を発送します。なお、「支給認定証」は入所が決定していなくても発送されます。

- 申込みを取り下げる場合は手続きが必要です。「取下げ届」を記入のうえ、取り下げを希望する月の前月１０日（土日・祝の場合は前開庁日）までに保育幼稚園課窓口に提出もしくは郵送（郵送の場合必着）していただくか、宮崎市ホームページのスマート申請からお手続きください。様式は本市のホームページからダウンロードされるか、直接窓口にてお受け取りください。
- 利用調整の結果、第２希望や第３希望の保育施設に決定する場合があります。第１希望の保育施設以外希望がない場合は、第２希望・第３希望は記入しないでください。
- 入所が内定したにも関わらず内定を辞退された場合、次回以降の選考で減点（-3点）されます。減点は、決定を辞退した年度中は継続します。なお、内定施設への辞退の連絡はご自身でお願いいたします。
- 郵送で申込みをされる場合、本用紙は郵送せず、保管をお願いします。受領印押印後に返送を希望される場合は、利用申込書と本用紙に加え、切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒の同封なく本用紙を郵送された場合、返送はできませんのでご了承ください。
- 子どもの健康状況は、施設に共有をしますが、見学の際にも必ず施設にご相談ください。
- 利用開始月の１日時点で児童が本市に住んでいること（原則、住民票があること）が必要になります。特に転入予定の場合は、転入手続きの際に十分ご注意ください。
- ３歳児から５歳児のクラスの児童の保育料は０円になります。
- ０歳児から２歳児クラスの児童の場合、児童の属する世帯の父母の市町村民税（４月から８月までは前年度の市町村民税額、９月以降は当該年度の市町村民税額）の合計により保育料が決定します。
※同居の祖父母がいる場合は、祖父母の市町村民税を保育料の計算に含む場合があります。
- 施設によっては、利用者負担額（保育料）以外にも保護者に負担を求めるものがありますので、内容について利用する施設にご確認ください。
- 保育料を算定する場合の市町村民税所得割額は、寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除等の税額控除前の額となります。
- 保育料は、算定対象者の市民税額が確認できない場合には最高額で仮決定させていただきます。仮決定した場合には、該当年度の所得課税証明書の提出をお願いします。
- 入所が決定した場合は、利用者負担額（保育料）決定通知書を入所月の１０日頃に発送いたします。電話での回答はできませんので、通知でご確認ください。
- 認可保育所に入所が決定した場合の保育料は、本市に納付していただきます。口座振替でのお支払いにご協力ください。
なお、口座振替の手続きは児童ごとに必要です。振替が開始するまでに１ヵ月程度かかります。口座開始のお知らせは、開始月の中旬ごろお送りいたしますので、届くまでは納付書でのお支払いをお願いします。
- 認定こども園、小規模保育園、事業所内保育事業施設に入所が決定した場合の保育料は、各利用施設で納付をお願いします。納付方法については、各利用施設にお問い合わせください。
- 保育料は、納期限までに必ず納付してください。
- 保育料は月額になるため、原則日割り計算されることはありません。
- 「保育を必要とする理由」や「世帯の状況」が変更になった場合（例：祖父母と同居あるいは別居、離婚、婚姻など）は、申出が必要です。

○保育の制度に関する動画の配信について

本市における保育の制度や保育料のことなど、以下の二次元コードから動画を視聴することができます。ご活用ください。

入所前に再度確認したいことがある			保育料や入所後の手続きで確認したいことがある	
利用申込み方法	認定区分	幼児教育・保育の無償化	保育料	変更手続き・現況届
				

○手続きに関する問合せについて

開庁時間：８時４５分から１６時３０分まで【月曜日から金曜日（祝祭日を除く）】
電話受付：８時３０分から１７時１５分まで【月曜日から金曜日（祝祭日を除く）】

宮崎市 保育幼稚園課 保育入所係（本庁舎１階）	TEL ０９８５-２１-１７７４
佐土原 総合支所 地域市民福祉課 市民福祉係	TEL ０９８５-７３-１１１１
田 野 総合支所 地域市民福祉課 市民福祉係	TEL ０９８５-８６-１１１１
高 岡 総合支所 地域市民福祉課 市民福祉係	TEL ０９８５-８２-１１１１
清 武 総合支所 地域市民福祉課 市民福祉係	TEL ０９８５-８５-１１１１

○空き状況の確認、希望園変更の手続きについて

以下の二次元コードから確認することができます。保護者のマイナンバーカードがあれば、希望園変更の電子申請が可能です。

空き状況	希望園変更の手続き（びったりサービス）
	